

実務ガイド

送迎の 安全管理ガイド

ROOTS

児発・放デイの運営ソフト | 株式会社INU
rootshub.jp



所在確認と安全装置は、対象範囲が異なります

指定通所支援基準第40条の3は、二つの確認を分けて定めています。放課後等デイサービスにも第71条により準用されます。

乗降時の所在確認

車両を運行するときに行います

障害児の移動のために車両を運行するときは、乗車時と降車時に、点呼その他の確実な方法で所在を確認します。

- 日常的な送迎便だけに限りません
- 乗車名簿と実際の乗降を照合します

安全装置による確認

対象となる事業所・車両で行います

障害児の送迎を目的として日常的に運行する対象車両では、例外に該当しない限り、基準に適合する装置を用いて降車時の確認を行います。

- 車種名だけで対象を判断しません
- 座席配置・利用方法も確認します

安全装置は、人による点呼と車内確認を補助するものです。装置が作動したことだけで、乗降時の所在確認を終えません。

装置の対象は、事業所種別と車両の使い方で確認します

安全装置に関する経過措置は2024年3月31日で終了しています。対象・例外の境界は、車検証や座席配置図を示して指定権者へ確認します。

対象の確認

日常的な児童送迎に使う車両

児童発達支援事業所、児童発達支援センター、放課後等デイサービスで、日常的な送迎に使用する車両かを確認します。

除外の考え方

見落としの危険が低い座席構成

運転席・並列席と、その直後の前向き1列以外に座席がない車両、または同程度に見落としの危険が低い車両は除外されます。

装置の選定

現行の適合品リストから確認

国土交通省ガイドラインへの適合が確認された製品を、こども家庭庁の最新リストで確認し、日常点検と定期点検を行います。

「2列ならすべて除外」「バンはすべて対象」とは整理できません。座席構成、児童が実際に座る範囲、見落としの危険を個別に確認します。

出発前と乗車時：名簿を更新し、顔を見て確認します

こども家庭庁のマニュアルでは、名簿作成者・運転者・同乗者が情報を共有し、点呼結果を記録する運用が示されています。

名簿を更新

- 欠席・追加・便変更を反映
- 運転者・同乗者へ共有



車両を点検

- 装置の作動を確認
- 車内と座席を確認



一人ずつ乗車確認

- 顔を見て呼名・応答
- 名簿へ記録



差異を解消

- 名簿と実人数を照合
- 保護者・事業所へ確認

人数だけの確認では、別の児童との入れ替わりを見逃します。児童の顔と氏名、名簿の三つを対応させ、差異を解消してから出発します。

降車時：複数の目で、車内の死角まで確認します

確認者と順序を固定すると、「誰かが見たはず」を防げます。人の確認と安全装置を組み合わせ、結果を記録します。

1 同乗者が一人ずつ降車を確認

顔と氏名を確認し、降車した事実を名簿へ記録します。

2 運転者が前方から最後部まで歩いて確認

座席上だけでなく、座席の下、足元、最後列、荷物の陰などの死角も見ます。

3 別の確認者が車内を再確認

運転者とは別の職員が、同じ範囲をもう一度確認します。

4 対象車両では安全装置を用いて確認

降車時確認式または自動検知式等の仕様に従い、正しく作動させます。

5 確認者名と結果を記録

異常がなくても、実施時刻と確認者を残します。

到着後の照合と、帰り便の引き渡しまでを一連にします

事業所へ到着した後

- 乗車名簿、降車記録、事業所内の出席を照合する
- 差異があれば、車内・事業所内を直ちに確認する
- 保護者や関係先へ連絡し、児童の所在を確定する
- 清掃・施錠前にも車内を最終確認する

帰り便と引き渡し

- 帰り便の名簿を当日の変更後の内容で作る
- 乗車時と降車時に同じ方法で所在を確認する
- 定めた保護者等へ引き渡した事実を確認する
- 運行後に全車内を確認し、装置の手順を完了する

名簿と実際の所在が合わない場合は、推測で処理せず、車内確認と関係者への連絡を直ちに開始します。

記録、訓練、事故対応まで安全計画に組み込みます

記録様式は全国一律ではありません。運行ごとの事実と確認者をたどれる欄を設け、自治体の指定様式がある場合はその様式を使います。

項目	実務で残す内容
運行・乗降	日付、便、車両、予定名簿、実際の乗車・降車、時刻、運転者・同乗者
安全確認	車内確認者、最終確認時刻、安全装置の作動確認、差異と対応結果
引き渡し	帰り便の引き渡し先、確認者、変更連絡の内容
研修・訓練	安全計画、職員への周知、定期的な研修・訓練、振り返りと計画の見直し
ヒヤリ・ハット	発生状況、原因、応急対応、再発防止、職員への共有
事故発生時	児童の救護と安全確保、管理者・家族への連絡、必要に応じて119・110、関係機関への報告

事故報告の対象、報告先、様式、期限は指定権者等により異なります。平時に自治体の案内と連絡先を安全計画へ反映します。

出典・確認事項

本資料の送迎手順は、障害児支援向け安全管理通知が参照を求める国の送迎マニュアル等を、通所支援の運用に合わせて整理しています。

e-Gov法令検索「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」 (2026年8月14日時点)

https://laws.e-gov.go.jp/api/2/law_file/xml/424M60000100015?asof=2026-08-14

確認日: 2026-08-14

こども家庭庁「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」(令和4年10月12日)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9ffe9295-16c4-4a2e-b48a-5318bbcde25f/9dbc5d49/20230607_policies_child-safety_effort_anzen_kanri_03.pdf

確認日: 2026-08-14

こども家庭庁「送迎業務モデル例」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9ffe9295-16c4-4a2e-b48a-5318bbcde25f/a5a71fc2/20230607_policies_child-safety_effort_anzen_kanri_07.pdf

確認日: 2026-08-14

こども家庭庁「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて」(令和8年4月2日時点)

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>

確認日: 2026-08-14

こども家庭庁「障害児支援における安全管理について」(こ支障第169号、令和6年7月4日)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7692b729-5944-45ee-bbd8-f0283126b7db/25b66fba/20241101_policies_shougaijishien_shisaku_14.pdf

確認日: 2026-08-14

こども家庭庁「毎日使えるチェックシート」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9ffe9295-16c4-4a2e-b48a-5318bbcde25f/f9894f11/20230607_policies_child-safety_effort_anzen_kanri_05.pdf

確認日: 2026-08-14

国土交通省「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」(令和4年12月20日)

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001579452.pdf>

確認日: 2026-08-14

制度・装置の対象、事故報告の様式・期限の最終確認は、指定権者(都道府県・指定都市・中核市)へお願いします。
株式会社INU(ROOTS運営)は行政機関ではありません。